

重要事項説明書

1. 施設の目的及び運営の方針

(1) 運営主体(事業者の概要)

事業者の名称	社会福祉法人双葉会
事業者の所在地	佐賀県唐津市浜玉町浜崎392番地2
事業者の連絡先	佐賀県唐津市浜玉町浜崎880番地
代表者氏名	理事長 常吉 弘康

(2) 施設の概要

種 別		保育所						
名 称		双葉保育園						
所在地		佐賀県唐津市浜玉町浜崎392番地2						
連絡先		(電話番号) 0955-56-8385 (FAX番号) 0955-56-7074						
施設長氏名		久賀 永雄						
開設年月日		昭和45年9月1日						
利用定員	(2号)	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
	(3号)	8 人	51 人		91 人			150人
当園の基本理念・方針		<u>保育の理念</u> 児童福祉法に基づき保育を必要とする乳幼児の保育を行うが、保育実践においては子どもの人権や人格を尊重し、乳幼児の最善の利益のために保護者や地域社会と連携して乳幼児福祉を積極的に増進し、あわせて地域における家庭支援を行う。 なお、乳幼児福祉を積極的に進めるために職員は、豊かな愛情を持って関わり、乳幼児の処遇向上のための知識、技術及び判断を備え、また、家庭支援のために常に人間性と専門性の向上に努めるものである。						
		<u>保育の基本方針</u>						
		1. 養護と教育が一体となった豊かな人間性を持った子どもを育成する。						
		2. 子どもが健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意し、自己を十分に発揮しながら活動できる環境を整えることにより、健全な心身の発達を図る。						
		3. 家庭や地域社会との連携を図り、入園する子どもの保護者に対する支援や地域の子育て家庭に対する支援等社会的役割を果たす。						

(3) 施設の概要

敷 地	敷地全体	2889.80 m ²
	園 庭	1278.47 m ²
園 舎	構 造	鉄骨造陸屋根・合金メッキ鋼板ぶき2階建
	延 べ	1155.60 m ²

(4) 主な設備の概要

設 備	部屋数	備 考
-----	-----	-----

乳児室	2室	・0歳児クラス(バラ0組) ・1歳児クラス(バラ1組)
保育室	5室	・2歳児クラス(赤組) ・3・4歳児クラス(黄組・白組・桃組) ・5歳児クラス(青組)
遊戯室	1室	
なかよしルーム	1室	子育て支援センター
事務室	1室	
調理室	1室	

(5)職員体制(令和5年4月1日 現在)

職 種	員 数	常 勤	非常勤	備考
園 長	1人	1人		
副園長	1人	1人		
主任保育士	1人	1人		
保育士	21人	16人	5人	
看護師	1人	1人		
保育補助員	1人	1人		子育て支援拠点事業
栄養士	1人	1人		
調理員	2人	1人	1人	
事務職員等	2人	1人	1人	事務職員、用務員
計	31人	24人	7人	

(6)利用定員ごとの提供する日及び時間並びに提供を行わない日

【2号・3号認定子ども(保育認定)】

提供する曜日	月曜日から土曜日まで	
保育時間 (原則8時間)	保育標準時間	午前7時00分～午後6時00分(11時間)
	保育短時間	午前8時00分～午後4時00分(8時間)
延長保育	保育標準時間	朝: 時～ 時 夕: 6時～ 7時
	保育短時間	朝: 7時～ 8時 夕: 4時～ 6時
開所時間	月～金曜日	午前7時00分～午後7時00分
	土曜日	午前7時00分～午後7時00分
休業日	日曜日・祝日	
	年末年始(12月29日～1月3日)	

(7)利用料等

利用者負担(月額保育料)	利用子どもが居住する市町村が定める利用者負担(保育料)		
上乗せ徴収	3歳児以上児にかかる副食費	1月当たり	4,500円
	延長保育利用料	早朝・延長各1回当たり	100円
実費徴収	3歳児月間絵本	1月当たり	400円
	4歳児月間絵本	1月当たり	450円
	5歳児月間絵本	1月当たり	450円
その他	双葉保育園後援会費	1月当たり	50円

※上乗せ徴収・実費徴収等は、集金袋への領収印をもって領収証に代えさせていただきます。

(8) 提供する特定教育・保育の内容

- 子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針に基づき、乳幼児の心身の状況等に応じて、特定教育・保育を提供します。
- その他保育に係る(9)の行事等を提供します。
- やむを得ない理由により、延長保育が必要な場合は、(6)延長保育の範囲内で時間外保育を提供します。
- 乳幼児の年齢に応じ、以下の時間に食事の提供をします。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
1歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
2歳児	9時30分頃	11時15分頃	15時頃	
3歳児		11時45分頃	15時頃	
4歳児		11時45分頃	15時頃	
5歳児		11時45分頃	15時頃	

※ 献立表は毎月別途にお知らせします。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。

(9)年間行事予定

月	行 事 内 容
4月	入園式・内科検診・歯科検診
5月	花祭り・交通安全教室・親子で作って遊ぼう(青組)
6月	保育参加(以上児)・検尿
7月	
8月	観劇会
9月	
10月	運動会・卒園児旅行(青組)・内科検診
11月	ゆうぎかい(未満児)と保育参加(未満児)・交通安全教室・火災予防教室
12月	ゆうぎかい(以上児)・成道会・検尿・歯科検診
1月	
2月	涅槃会
3月	卒園式

(10)利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

【2号・3号認定子ども(保育認定)】

利用者の決定	・市が行う利用調整による
退園理由	・2号・3号認定子どもに該当しなくなったとき。(卒園を含む。) ・保護者から退園の申出があったとき。 ・利用継続が不可能であると市が認めたとき。 ・その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき。
利用に当たっての留意事項	・登園は9時20分までをお願いします。 ・当日に欠席、又は登園が遅れる場合は9時20分まで電話でご連絡ください。 ・お迎えが遅れたり、保護者以外のお迎えの場合は16時00分までに電話でご連絡ください。 ・医師へ診察される発熱度の場合は登園を控えてください。また、発熱度を越えた場合には、お迎えの連絡をさせていただきます。 ・感染症の病気が治ってから登園する場合は、医師の診断を受けたうえで、登園許可証明申請書により医師の証明書を提出していただきます。 ・与薬は医療行為にあたり医師が直接行うか、医師の指示により保護者が行うものです。できるだけご家庭での対応をお願いします。やむを得ず登園する際は、主治医に保育園では原則として薬の使用が出来ないこと、お子さんが〇時から〇時まで保育園に在籍していることを伝え、与薬の時間についてご相談下さい。どうしても園でお薬を飲ませる場合は保護者からの「お薬依頼書」に基づき職員が、保護者に代わって与薬を行います。与薬後の結果について責任は負いかねますのでご了承下さい。保護者様は、かかる責任を前提に与薬願いを申し込むものであることをあらかじめ承認するものいたします。なお、座薬は取り扱いできません。

(11)嘱 託 医

医療機関の名称	桑原医院
医院長名	桑原 武文
所 在 地	唐津市浜玉町浜崎1067-1
電話番号	56-8761

(12)嘱託歯科医

医療機関の名称	井上歯科医院
医院長名	井上 敏
所 在 地	唐津市浜玉町浜崎837-1
電話番号	56-6043

(13)緊急時における対応方法

特定保育・保育の提供中、利用乳幼児に体調の急変などがあった場合、すみやかに利用乳幼児の保護者又は緊急連絡先、その他医療機関への連絡を行うなどの等の必要な措置を講じます。

【管轄する消防署】

消防署名	唐津市消防署東部分署
所在地	唐津市浜玉町南山2195-2
電話番号	56-8142

【管轄する警察署】

警察署名	唐津警察署
所在地	唐津市二夕子3-1-5
電話番号	72-2101

(14)非常災害対策

防火管理者	園長
消防計画(変更)届出年月日	平成27年4月14日
避難訓練	避難及び消火を想定した訓練を月1回実施します。
防災設備	消火器、誘導灯、火災報知機、避難ハッチを備えています。
避難場所	保育園南側の保育園職員駐車場
緊急時の連絡手段	電話、はなまる連絡帳、専用ホームページでの情報提供

(15)相談・要望・苦情窓口

相談・苦情受付担当者	主任保育士	
相談・苦情解決責任者	園長	
第三者委員	内山 恵子	56-2263
		元唐津市主任児童委員
	吉村 悦子	56-7464
		現唐津市主任児童委員

【要望・苦情等への対応方法】

要望・苦情を受付けた場合には、適切に対応し、改善を図るよう努めます。

(16)賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保険の種類	園賠償責任保険
保険の内容	園に賠償責任が発生した場合の補償
保険金額	1事故につき最大10億円、1名につき最大2億円

(17)個人情報の取り扱い

特定教育・保育の提供に当たって職員及び職員であった者が知り得た個人情報や秘密は、法令による場合を除くほか、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。

(18)その他保護者に説明すべき事項

当園の敷地内はすべて禁煙です。
利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。